人事審查委員会 設置運営要領

株式会社三重県農協情報センター

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2003. 07. 01
2.0	委員長は社長、常務は委員に改正 構成員の人数を削除	2006. 06. 01
3.0	(任務) に「契約社員等の正社員登用に関する検討・審査:を追加	2006. 09. 01
4.0	常務から副社長へ変更	2008. 07. 30
5. 0	委員長 社長→副社長	2008. 10. 30
6.0	センター長の設置に伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01
7. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
8.0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08
9. 0	第3条任務に調整・審査の対象外を追記し、第5条の任命を削除	2012. 01. 01
9. 1	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

人事審查委員会設置運営要領

規程番号 0702-0101-01-要制定日 2003年 7月 1日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この会は人事制度について運用の適正化を図ることを目的とする。

(名称)

第 2条 この会は「人事審査委員会」と称する。

(仟務)

- 第 3条 この会は次の事項を主な任務とする。
 - (1) 役職付与・昇/降格・昇/降給に関する調整・審査 ただし、同じ等級内での職群変更および同じ職群内での等級変更に関する調整・ 審査については対象外とする。
 - (2) 人事制度改廃に関する審査
 - (3) 契約社員等の正社員登用に関する検討・審査
 - (4) その他人事制度の基本事項に関する検討・審査

(構成)

第 4条 この会は次により構成する。

委員長 社長

委員 センター長および部長

事務局総務部

また、必要に応じてオブザーバーとして人事制度コンサルタントを出席させることができる。

(会の開催)

第 5条 この会は委員長が必要と認めたとき開催する。